

お客様各位

# 省エネ適判料金改定のお知らせ

※判定料金の詳細は裏面をご確認ください。

平素は、当財団をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当財団では平成30年4月1日受付分より、省エネ適合性判定の判定料金を改定をさせていただくことになりました。

今後もより一層のサービス向上を心がけてまいりますので、お客様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## ① 対象床面積の合計が20,000㎡を超える場合の判定料金の改定

(例) 事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途 (当財団の建築確認と併せて行う場合) (税別)

対象床面積の合計 A (㎡)	モデル建物法		標準入力法等	
	改定前	改定後	改定前	改定後
$A \leq 5,000$	180,000 円		306,000 円	
$5,000 < A \leq 10,000$	225,000 円		360,000 円	
$10,000 < A \leq 20,000$	270,000 円		414,000 円	
$20,000 < A \leq 50,000$	324,000 円	378,000 円	486,000 円	585,000 円
$50,000 < A \leq 100,000$	396,000 円	486,000 円	594,000 円	837,000 円
$100,000 < A \leq 200,000$	486,000 円	594,000 円	738,000 円	1,107,000 円
$200,000 < A$	594,000 円	711,000 円	918,000 円	1,377,000 円

## ② モデル建物の数に応じた料金の割り増し

改定前	改定後		
割増無し	2モデル*	3モデル*	4モデル以上*
	1.3倍	1.4倍	1.5倍

※ 工場モデルを除いたモデル建物の数

## ③ 計画変更 (軽微変更該当証明書申請を含む) 料金の改定

改定前	改定後
新規の判定料金の50%	新規の判定料金の60% 直前の通知書を他機関が交付した建築物 → 新規の判定料金と同額 計算方法の変更を伴う場合 → 新規の判定料金と同額

## ④ 住宅を含む複合建築物の場合の事務手数料の加算

(所管行政庁宛の図書送付費用等、事務手数料の追加)

改定前	改定後
なし	事務手数料として別途 10,000 円/件 (税別)

お見積もり、お問い合わせはこちら



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

本部 (省エネ審査部)

TEL 03-5283-0480

✉ shoene@bcj.or.jp

大阪事務所

TEL 06-6264-7731

✉ bcjos@bcj.or.jp

省エネ適合性判定業務 料金表（平成30年4月1日受付分より）

●新規の判定料金

(1) ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計（㎡）	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000㎡以内のもの	N × 270,000	450,000	N × 300,000	500,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	N × 306,000	531,000	N × 340,000	590,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	N × 360,000	612,000	N × 400,000	680,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	N × 486,000	846,000	N × 540,000	940,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	N × 630,000	1,215,000	N × 700,000	1,350,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	N × 783,000	1,620,000	N × 870,000	1,800,000
200,000㎡を超えるもの	N × 990,000	2,079,000	N × 1,100,000	2,310,000

N：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。以下(2)において同じ。

モデル建物の数	1	2*	3*	4以上*
N	1.0	1.3	1.4	1.5

\*工場モデルを除く

(2) 事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途（(1)に掲げる用途を除く。）

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計（㎡）	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000㎡以内のもの	N × 180,000	306,000	N × 200,000	340,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	N × 225,000	360,000	N × 250,000	400,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	N × 270,000	414,000	N × 300,000	460,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	N × 378,000	585,000	N × 420,000	650,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	N × 486,000	837,000	N × 540,000	930,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	N × 594,000	1,107,000	N × 660,000	1,230,000
200,000㎡を超えるもの	N × 711,000	1,377,000	N × 790,000	1,530,000

(3) 工場等及びこれらを含む複合用途（(1)又は(2)に掲げる用途を除く。）

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計（㎡）	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000㎡以内のもの	144,000	261,000	160,000	290,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	171,000	306,000	190,000	340,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	207,000	360,000	230,000	400,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	288,000	495,000	320,000	550,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	369,000	702,000	410,000	780,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	450,000	945,000	500,000	1,050,000
200,000㎡を超えるもの	558,000	1,188,000	620,000	1,320,000

●計画変更（軽微変更該当証明書の交付を求めようとする場合を含む）料金

新規の判定料金の60%の額とします。

ただし、次の変更後の計画を提出する場合は、新規の判定料金と同額とします。

- (a) 直前の適合判定通知書を他機関が交付した建築物
- (b) 計算方法が変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法等）された建築物

●省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁へ図書送付等のための事務手数料

新規又は計画変更の判定料金に、別途10,000円/件（税別）を加算いたします。